

# 令和元年度

## 第6回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 令和元年9月6日（金） 午後1時30分～

場 所 庄原市保健センター 研修室

議案1 農地法第3条の規定による許可について

議案2 農用地利用集積計画（10月1日公告）の決定について  
及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案3 農地法第4条の規定による許可について

議案4 農地法第5条の規定による許可について

議案5 非農地証明申請について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫		○	16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二		○
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

戸井委員

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	石田 泰清		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀		○
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	石田豊年	○	
(西城出張所)				主任	藤原直人	○	
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	山口 博昭		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、令和元年度第6回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 22 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。20番島津委員、21番天根委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願ひします。

議長：それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。受付番号20から22について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議長：ないようですので、採決に移ります。受付番号 20 から 22 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議長：無いようですので、採決に移ります。

「農地法第 3 条の規定による許可について」受付番号 20 から 22 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画（10 月 1 日公告）の決定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和元年 8 月期の申出分については、別紙「令和元年 10 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、「農用地利用配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画原案の承認について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：つづきまして議案第 3 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。

受付番号 8 と 9 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概要)

受付番号 8

位置等 : 説明資料の 2 ページと 3 ページに記載  
転用事由 : 駐車場  
資金計画 : 全額自己資金  
他法令 : 特になし  
周辺影響 : 影響ないと確認  
除外手続 : 除外済

受付番号 9

位置等 : 説明資料の 4 ページと 5 ページに記載  
転用事由 : 墓地  
資金計画 : 全額自己資金  
他法令 : 特になし  
周辺影響 : 墓地経営許可申請済  
除外手続 : 除外済

議長 : 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長 : ないようですので、採決に移ります。受付番号 8 と 9 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議長 : 「農地法第 4 条の規定による許可について」受付番号 8 と 9 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長 : つづきまして議案第 4 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

受付番号 22 から 24 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概要)

受付番号 22

位置等 : 説明資料の 6 ページと 7 ページに記載  
転用事由 : 太陽光発電設備  
資金計画 : 全額借入資金  
他法令 : 再生可能エネルギー発電計画認可済  
周辺影響 : 影響ないと確認  
除外手続 : 除外済

受付番号 23

位置等 : 説明資料の 6 ページと 8 ページに記載  
転用事由 : 架線基地 (令和元年 12 月 31 日までの一時転用)  
資金計画 : 全額自己資金

他法令：特になし  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：一時転用のため不要

受付番号 24

位置等：説明資料の 2 ページと 9 ページに記載  
転用事由：貸資材置場  
資金計画：全額自己資金  
他法令：特になし  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外済

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。受付番号 22 から 24 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議長：「農地法第 5 条の規定による許可について」受付番号 22 から 24 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手多数 決定されました。

議長：続きまして、議案第 5 「非農地証明について」を上程します。受付番号 22 から 27 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概略)

受付番号 22

位置等：説明資料の 6 ページと 10 ページに記載  
潰廃事由：昭和 40 年頃耕作が不便なため耕作を放棄し現在に至る。  
現地確認：現地は、草木が繁茂し、大半が周辺の山林と一体となっており農地への復元は困難で非農地と確認

受付番号 23

位置等：説明資料の 6 ページと 11 ページに記載  
潰廃事由：申請地は昭和 35 年から公民館敷地として利用されている。  
現地確認：現地は建物の敷地となっており農地への復元は困難で非農地と確認

受付番号 24

位置等：説明資料の 6 ページと 12 ページに記載  
潰廃事由：昭和 61 年に転用して住宅を建てた。最近再測量した際に、隣接の畑へ宅地が越境していることがわかった。  
現地確認：現地は建物の敷地となっており農地への復元は困難で非農地と確認

受付番号 25

位置等：説明資料の 13 ページから 15 ページに記載

潰廃事由：昭和 35 年から昭和 50 年頃にかけて、取水が困難になったことや労働力不足により管理が行き届かず原野化した。

現地確認：現地は、草木が繁茂した原野となっており農地としての復元も困難で非農地と判断

受付番号 26

位置等：説明資料の 13 ページと 16 ページに記載

潰廃事由：平成 15 年頃取水が困難となり耕作できなくなったところと、昭和 50 年頃道路敷地となったもの

現地確認：現地は、道路敷と草木が繁茂した原野となっており農地としての復元も困難で非農地と判断

受付番号 27

位置等：説明資料の 17 ページと 19 ページに記載

潰廃事由：昭和 22 年頃道路拡張で道路敷となったものと平成 10 年頃から耕作不便で管理が行き届かなくなった。

現地確認：現地は、道路敷と木が繁茂した山林となっており農地としての復元も困難で非農地と判断

議 長：以上で説明が終わりました。

議 長：ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

議 長：非農地証明について、受付番号 22 から 27 について、これを一括で採択したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですから受付番号 22 から 27 について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：つづいて会長報告を行います。

8 月 9 日 安芸高田市の現地調査 (メガソーラー)

8 月 22、23 日 東城地域農地パトロール

8 月 26 日 ウーマンネット広島役員会

8 月 30 日 神石高原町へ訪問

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(農地係長が、その他事項について説明)

※「庄原の美味しいお米で縁結び」について、松長委員から提案説明と委員との協議

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。  
これをもって、閉会といたします。(午後2時35分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和元年9月6日

議長  
(道下和子) \_\_\_\_\_

20番委員  
(島津 秀樹) \_\_\_\_\_

21番委員  
(天根 公昭) \_\_\_\_\_